

ID: 1304

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	都市再生推進法人の指定		
法令名称 根拠条項	都市再生特別措置法 第118条第1項		
法令番号	平成14年法律第22号		
【基準】 法第118条第1項の規定による。 (都市再生推進法人の指定) 第118条 市町村長は、特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて政令で定める要件に該当するものであつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日